

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、武雄東部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

令和 5 年 8 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	山口 忠秀	武雄市武雄町大字昭和685番地	令和 5 年 6 月 7 日